

## アメリカ産の牛肉輸入再開に関する意見書

BSE（牛海綿状脳症）に感染の危険性があるアメリカ産牛肉の輸入は、消費者を中心とする世論は、安全性を危惧し、さまざまな指摘をしていたにもかかわらず、政府は、2005年12月12日「リスクは非常に少ない」として輸入再開を決定し、実行した。

しかし、解禁してわずか1カ月後に危険部位として、本来除去されていなければならなかった脊柱部がついたままの牛肉が成田空港の検疫手続中に発見されたために、政府は1月20日、再度禁輸措置をとった。

さきの輸入再開の決定に当たっては、食品安全委員会の委員の間からも、アメリカの食肉業者がきちんと危険部位を取り除けるのかという不安の声が出ていた。その指摘がすぐに的中したのである。また、国会審議を通じて明らかになったように、政府は、2005年11月18日に「輸入再開に現地調査が必要」ということを閣議決定していながら、これを履行せずに、視察団の派遣前に輸入再開を実行してしまった。閣議決定に反することを政府みずからがしてしまったことになる。

このように、今回のアメリカ産牛肉の輸入再開は、極めて拙速でずさんな対応と言わざるを得ない。アメリカ側の強力な政治的圧力が背景にあったとも言われているが、事は「生命」に係る重要なことである。人々の日常生活に欠くことのできない食べ物に関して、今回のような事件が発生したことは国民に大きな不安を与えることであり、本来あってはならないことである。

しかるに、アメリカ政府関係者の交通事故になぞらえての輸入再開を求める発言は、断じて認めることはできない。

今後、アメリカ産牛肉の輸入問題を検討するに当たっては、今回のようなずさんで拙速な政府の対応を十分に反省し、原点に立ち返って徹底した安全対策を最優先するとともに、専門家はもとより消費者の意見も十分に聞き、米国产牛肉の輸入が妥当かどうか、一から議論をやり直す必要がある。同時に、今回は脊柱つきであったから成田空港の検疫という水際で発見することができたが、アメリカ政府の検査・監視体制は不十分と言わざるを得ない。月齢「20カ月以下」と「21～30カ月以下」が混在していた場合、完全に区分けすることができるのかという疑問が依然として残る。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、アメリカの検査・監視体制について、トレーサビリティ、全頭検査、特定危険部位（SRM）の除去など日本と同様の安全基準が確保されるまで、アメリカ産の牛肉輸入を再開しないよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年 3月29日

三鷹市議会議長 金 井 富 雄